

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第13回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和元年6月25日(火) 午前9時30分～午前10時15分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二(欠席)	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

## 付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農地法第4条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 13 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、9 番小畑委員、1 番重吉委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 1 ページと 2 ページになります。</p> <p>合わせて別紙の申請地を示した地図 1 ページから 3 ページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 3 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇様、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇様で本人からの希望によります経営拡大の所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇様、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇様で本人からの希望によります経営拡大の所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇様、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇様で本人からの希望によります経営拡大の所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
8 番委員	1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇様、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇様で本人からの希望によります経営拡大ということで何ら問題はありませぬ。以上です。

6 番委員	2 番の譲渡人の〇〇〇〇様は遠方に住んでおり、長年譲受人の義理のお父さんである〇〇〇〇様さんが耕作されておりました。今回、〇〇〇〇様も高齢のため、〇〇〇〇様の後継者である〇〇〇〇様と話がまとまり、要件を満たしているため何ら問題はありません。
8 番委員	3 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇様、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇様さんで本人からの希望によります経営拡大ということで何ら問題はありません。以上です。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号農地法第 4 条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は 1 件となります。 議案書 4 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 4 ページをご覧ください。 受付番号 1 番、申請人は、〇〇〇〇様です。 申請地は、〇〇字〇〇番、地目は田、面積は 1,100 m <sup>2</sup> です。 申請人は、自分が経営する建築会社の規模拡大により、資材置場が不足したため、申請地を資材置場として利用する計画です。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
6 番委員	6 月 14 日に、私と村山委員と事務局 2 名の 4 名で現地調査を行いました。 申請人の〇〇〇〇様は、〇〇〇〇という土木建築の会社を営んでいます。 会社の事業拡大により、資材置場が不足し、適切な土地を見ついていたところ、現在、資材置場として利用している雑種地に隣接する自分の田んぼが長年耕作されていなかった状態でしたので、申請地を資材置場に転用したいという経緯でした。 許可後は、現在の資材置場と一体的に利用し、〇〇〇〇に使用貸借す

	<p>る予定です。</p> <p>現地は、北側、南側、西側に田んぼがありましたが、長年耕作されておらず、耕作放棄地の状態ですので、周囲の農地に影響はなく、何ら問題はないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、市役所から南東へ約1キロに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は、自分が経営する土木会社の規模拡大により、資材置場が不足したため、申請地を資材置場として利用する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。</p> <p>被害防除の面では、盛土をし、土留め工事を行います。また、周囲に農地が存在しますが、耕作放棄地のため、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。</p> <p>用水計画はなし、雨水排水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水はなし、とのことです。</p> <p>なお、今回の申請地の近くにある〇〇字〇〇番の土地は、平成28年10月に第3種農地として県から転用の許可を得ております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条許可申請について上程いたします。事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今月の申請は1件となります。</p> <p>議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図5ページをご覧ください。</p>

	<p>申請人は、〇〇〇〇様です。</p> <p>申請地は、〇〇字〇〇番〇〇と〇〇番、地目は畑、面積は2筆合計で1,189 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請人は、申請地が国道220号に接し、交通量も多いことから集客が見込めるため、コンビニエンスストアを建設する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>6月14日に、私と森委員、事務局2名の4名で現地調査を行いました。</p> <p>〇〇〇〇様が、垂水港から鹿屋方面に行く国道の左側にコンビニを建設したいと土地を探していたところ、申請地の所有者と話がまとまったということでした。</p> <p>転用許可の前に申請地に生えていた大きな木を伐採していたので、事前着工になるので工事を中止するように業者に指導したところ、納得していただき、今後は転用許可後に工事をすると約束しました。</p> <p>現地は、北側、西側、南側と宅地に囲まれており、東側の畑は荒地となっており、コンビニが建っても周囲の農地に影響はなく、何ら問題はないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、市役所から南へ約1.8キロに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。</p> <p>申請地は、国道220号に接し、交通量も多いことから集客が見込めるため、コンビニエンスストアを建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことでした。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面では、10センチ盛土をし、土留め工事と擁壁を設置いたします。</p> <p>また、周囲に影響を及ぼすような農地はありませんでした。</p> <p>用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことでした。</p> <p>なお、今回の申請地の近くの〇〇字〇〇番は、平成27年6月に第3種</p>

	農地として県より転用の許可を得ております。以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。 8ページをお開きください。 今月は、新規9筆、再契約17筆の合計26筆の利用権設定があり、畑が20,030㎡、田が3,495㎡、合計23,525㎡になります。 それでは1番からご説明いたします。 1番から5番は再契約、〇〇〇〇さんで10年間の賃貸借です。 6番7番は再契約、〇〇〇〇さんで6番は5年間の賃貸借、7番は3年間の賃貸借です。 8番から15番は再契約、〇〇〇〇さんで、10番、11番は5年間の使用貸借、その他は5年間の賃貸借です。 16番から19番は新規、〇〇〇〇さんで5年間の使用貸借です。 20番、21番は再契約、〇〇〇〇さんで3年間の使用貸借です。 22番から26番は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人で22番は10年間の使用貸借、その他は10年間の賃貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
1番委員	1番から5番は〇〇〇〇さんで再契約ということで何ら問題はありません。 6番7番は〇〇〇〇さんで再契約ということで何ら問題はありません。

8番委員	8番から15番は借人が〇〇〇〇さんで再契約ということで何ら問題はありません。以上です。
9番委員	16番から19番まで借人の〇〇〇〇さんが5年間の新規契約ということで何ら問題はありません。 次に20番と21番は、借人の〇〇〇〇さんが3年間の再契約ということで何ら問題はありません。以上です。
6番委員	22番と23番は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは農地中間管理事業を活用し、新規で10年契約ですので何ら問題はありません。以上です。
9番委員	24番から26番は、〇〇〇〇さんは農地中間管理事業を活用し、新規で10年契約ですので何ら問題はありません。以上です。
議長	ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、第13回総会を終了します。 垂水市農業委員会  会 長 葛 迫 巧  署名委員 小 畑 良 之  署名委員 重 吉 伸 哉